

6 . 地方公共団体の対策指導事例

地方公共団体の対策指導事例を以下に示す。

低周波音が原因ではないものについても参考となるものは取り上げた。

事例 1～23 は、公害等調整委員会事務局「公害苦情処理事例集」より引用し、事例番号
24～27 は、環境研修センター事例集より引用した。

表 6-1 に発生源と苦情内容の一覧を示す。

表6 - 1 地方公共団体の対策指導事例一覧

事例 番号	事案の概要		備考	掲載頁
	発生源	苦情内容		
1	コンビニエンスストアの冷蔵庫	感覚的・心理的被害	圧迫感	118
2	バイパス高架部の大型車走行	物的被害	建具のがたつき	120
3	砕石場の振動ふるい	物的被害	12.5Hzが卓越	121
4	料亭の高圧トランス	感覚的・心理的被害	特に夜間	124
5	発生源不明	感覚的・心理的被害	低音、精神的・健康的診断受診を提言	126
6	ヘリコプター	物的・感覚的・心理的被害	騒音苦情と建具のがたつき	128
7	染色工場のスクリーン捺染機	物的・感覚的・心理的被害	建具の揺れ、圧迫感	131
8	空調機用送風機	感覚的・心理的被害	夏季は24時間運転、低周波数の騒音	133
9	変電所の変圧器	感覚的・心理的被害		135
10	病院のクーリングタワー	感覚的・心理的被害		137
11	木材製造工場の風力選別機	物的被害	建具の揺れ、16Hz	139
12	金属加工工場のバレル(研磨機)	感覚的・心理的被害	31.5Hz,63Hzが卓越	141
13	原料倉庫軸流ファン、搬入用トラックエンジン音	感覚的・心理的被害		144
14	焼肉店の排気ダクト	感覚的・心理的被害	深夜の騒音苦情	146
15	新幹線トンネル出口	物的・感覚的・心理的被害	衝撃音、振動	148
16	隣接する作業場の工業用ミシ	感覚的・心理的被害		150
17	家具製造工場の集塵機	感覚的・心理的被害		152
18	食品加工工場のコンプレッサ	物的・感覚的・心理的被害		154
19	大規模小売店舗の空調機	感覚的・心理的被害		156
20	豆腐製造工場のボイラー	感覚的・心理的被害	早朝の睡眠妨害	158
21	繊維工場の排風機	感覚的・心理的被害		160
22	市清掃工場の稼働音他	感覚的・心理的被害	睡眠妨害、低い音	162
23	民家の泉水ポンプ	感覚的・心理的被害	24時間稼働	164
24	環境整備工場の誘引送風機	感覚的・心理的被害		166
25	製紙工場の水蒸気排気ファン	物的・感覚的・心理的被害		167
26	鋳物工場のパイプロドラム	物的被害		168
27	玩具工場の振動バレル研磨機	感覚的・心理的被害	睡眠妨害	169

【事例 1】 コンビニエンスストアの冷蔵庫等から発生する低周波空気振動による心理的・感覚的被害

(苦情要旨)

隣接するコンビニエンスストアの冷蔵庫等から発生する低周波空気振動により圧迫感を感じ困っている。

(発生源の状況等)

- (1) 用途地域は、近隣商業地域であるものの古い住宅が密集しており、申立人とは壁 1 枚で隔てられているような状況にある。
- (2) 従来から当該地で酒屋を営んでいたが、昭和 54 年に現在のコンビニエンスストア(店舗面積 72m²)を開業した。
- (3) 申立人宅で耳をすますと音らしきものが感じられる。
- (4) 申立人と発生源とは感情的なもつれがある。なお、申立人側で第三者機関による低周波空気振動測定データーを持っており、その被害等に関する知識を収集している。

(経過概要等)

63 年	3 月 18 日	苦情の申し立て
	3 月 24 日	申立人から事情聴取する。 (1) 低周波空気振動による圧迫感で困っている。 (2) 低周波空気振動の第三者機関による測定結果の提示あり。
	4 月 25 日	本市において、低周波空気振動を測定する。
1/3 オクターブバンドによる低周波空気振動測定結果 (申立人居間で測定) 単位：dB		
		12.5Hz 16Hz 63Hz
	暖房 max 時	54.4 53.0 32.0
	off 時	41.7 42.6 32.0
	階段下(常時)	38.2 38.5 52.8
	5 月 24 日	発生源へ立入検査を実施する。 測定結果を提示し、申立人との話し合いに応じるよう要請した。
	7 月 19 日	申立人から具体的な防止対策について要望書が提出される。 (1) ビールケース、アイスクリームボックスを移設すること。 (2) 屋上クーリングタワーの防音対策を実施すること。 (3) 申立人宅側の壁の補強及び空調機を調節すること。
	7 月 27 日	発生源側へ申立人からの要望を伝えるが、改善については拒否される。
	8 月 5 日	発生源側のフランチャイスチェーン本部を呼び出し指導する。
	10 月 6 日	発生源側を呼び出し指導したところ、2 年後店舗改装時に対策を行う、それまでの間の対策について検討連絡するとの回答あり。
	10 月 6 日	申立人へ指導結果を報告する。
	12 月 21 日	フランチャイスチェーン本部を呼び出し改装時期を明確にする とともに、当面の対策について連絡するよう指導する。
元年	1 月 11 日	発生源側へ改装時期と当面の対策を明確にするよう指導する。
	3 月 24 日	申立人から再度ビールケースとアイスクリームボックスの移設 について要望書が提出される。

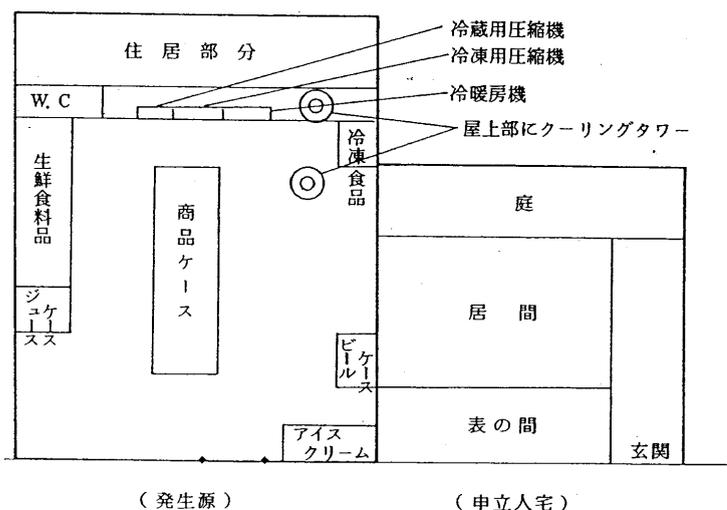
- | | |
|-------|--|
| 4月11日 | フランチャイズチェーン本部を呼び出し再度指導する。 |
| 4月26日 | フランチャイズチェーン本部及び発生源側に対し、改善計画書の提出を指導する。 |
| 6月24日 | フランチャイズチェーン本部から今年度中には、改装を実施しその際には公害防止対策を行う旨の報告あり。 |
| 9月14日 | フランチャイズチェーン本部からビールケースの移設等を11月末日までに実施する旨の改善計画書が提出される。 |
| 9月28日 | 前記改善計画書の内容について発生源側と申立人との間で覚書が締結される。 |

(事案としての特色及び処理上の問題点)

- (1) 当事者の主張について……規制基準を遵守しており、また、昭和59年に店舗の改装を行った際にも圧縮機の移設等の対策も実施している。これ以上の対策を実施するのなら、申立人から今後一切苦情を言わないとの保証がほしい。
- (2) 現地調査について……被害が低周波空気振動により生じており、規制基準等がないのはもとより、申立人を除き、多くの人が耳をすまさないと感じない等被害感が一般的でない。
- (3) 法令の適用について……冷凍、冷蔵用圧縮機については、県公害防止条例の騒音に係る特定施設に該当。
- (4) 公害防止技術について……周波数分析を実施したところ、問題となっている低周波空気振動は、圧縮機系統の電気機器が、申立人の家屋を伝搬する間に家屋の共鳴振動数(29.2Hz付近)と共鳴し、さらに増幅された結果、被害を訴えるに至ったのではないかと推測できることから、壁面の改築又は、圧縮機等の移設による対策が考えられた。以上から店舗の改装にあたって、申立人側壁面に設置されているビールケースの移設を検討するよう要請した。

(備考)

- ・施設の改善について覚書を締結
- ・協力機関なし



付近見取図

【事例2】 自動車交通による騒音・低周波振動による被害

（苦情要旨）

自動車交通により陸橋接合部での衝撃音及び橋梁部からの低周波音が発生し、周辺民家の窓等がガタツキ、精神的苦通が生じた。

（発生源の状況等）

当該道路は市南部に位置し、県道のバイパスとして昭和46年開通した。苦情は谷あいを通る陸橋部周辺の民家から出された。本道路周辺及び南部には、近年、住宅団地等が開発され、交通量は年々増加している。

当該苦情は、路面の劣化、バス等大型車両の増加及び制限速度の緩和等が複合して発生したものである。

（経過概要等）

46年	バイパス開通。	
61年	2月16日	交通渋滞解消のため制限速度が40km/hから50km/hに緩和。
63年	1月18日	周辺住民から大型自動車の交通による「窓のガタツキ」等の苦情が市に対して申し立てられた。
	2月13日～2月22日	自動車交通騒音の測定実施。
	2月18日	自動車交通量及び振動の測定実施。（交通騒音及び振動の測定結果はいずれも環境基準を満足する値であった。）
	3月2日～3月3日	低周波音及び自動車交通騒音を、苦情陳情者宅前等で測定。
	3月10日	道路管理者である県土木事務所担当者立ち会いのもと、低周波音、自動車交通騒音の測定を実施。
	3月17日～3月19日	周波数分析及び音圧レベルの測定。
	3月25日	土木事務所と協議。
	3月27日	橋梁接合部の部分補修を実施。
	4月～5月	道路舗装の全面補修の実施。
	10月17日	改修後の騒音測定を実施。
		測定結果：低周波音の音圧レベルはほとんど変わらなかったが、ジョイント部の補修により衝撃音（音圧レベルのピーク値）が5dB程低下。その後苦情申し立てはない。

（事案としての特色及び処理上の問題点）

- (1) 当事者の主張について……建具等物的被害と2次的に建具等から発生する音に対する不安感が中心。
- (2) 現地調査について……騒音測定は苦情者及び道路管理者である県土木事務所が立ち会い、対立、妨害等問題は生じていない。
- (3) 法令の適用について……公害対策基本法に定める環境基準を満足。
- (4) 公害防止技術について……衝撃音に対する発生源対策として橋梁ジョイント部を被覆補修し、ピーク音を軽減した。自動車路面摩擦音に対し、道路舗装の全面補修を実施。低周波音対策は特に実施していない。
- (5) 内・外部機関との連絡、協力について……主体は市。低周波音測定及び周波数分析については県保健環境部が協力。対応策は県土木事務所が実施。
- (6) その他……調査及び対応策が早急に実施されたことも、住民感情を満足させる要因の一つである。

（備考）

- ・橋梁接合部の部分補修及び道路舗装の全面補修の実施
- ・協力機関 県公害規制課

【事例3】 砕石場からの低周波空気振動による心理的・感覚的な被害

(苦情要旨)

自宅近くの砕石場からの振動により、屋根瓦のずれ等、家屋に被害がでていていると思われるので測定を行い、事業者との仲介及び行政指導をしてほしい。

(発生源の状況等現地調査の結果)

発生源と考えられる施設は砂利を分別・破碎し、砂及びパラスを製造しており、県条例騒音発生施設に該当する破碎機・摩砕機・ふるい機が設置されている。作業時間は 8 時から 17 時で砂利を満載したダンプカーが頻繁に出入りしている。

当初は、振動苦情ということで振動測定を行ったが、民家の敷地境界で 47dB と低いレベルにもかかわらず作業中は絶えず木造のガラス戸等の振動が生じていた。以後調査した結果、振動ふるい機の低周波空気振動が影響していることがわかった。

(経過概要等)

62 年	1 月 8 日	市において振動苦情を受付ける。苦情者は家屋の被害を心配する。
	1 月 9 日	振動測定を行う。振動レベルは、事業所敷地境界で 53dB、民家敷地境界で 47dB であった。振動規制地域外であり振動レベルも低いため、機械の防振ゴムの更新、民家内の振動対策として、ドアの隙間にスポンジの取付けを行うことで行政指導を終える。
元年	1 月 30 日	家屋の振動が改善されないため苦情が再発する。
	2 月 27 日	振動測定を行う。振動レベルは、事業所敷地境界で 50dB、民家敷地境界で 43dB であった。前回測定時より振動ふるい機を一台廃止したため振動レベルは下がっているが、苦情者宅のドアのガタツキは改善されていない。
	3 月 23 日	低周波空気振動を測定し、その周波数分析を行う。空気振動レベルは、振動ふるい機より 5.5m の位置で 100Hz 以下 AP が 98dB あり、16Hz 帯で 95dB のピーク値が測定された。また、苦情者宅内、窓を閉じた状態で、16Hz 帯の空気振動が 76dB あった。振動ふるい機による空気振動が影響しているということで対策を検討するように行政指導を行う。
元年	5 月 24 日	発生源対策として振動ふるい機の回転数を 820rpm から 780rpm に変更した。空気振動レベルは、振動ふるい機より 5.5m の位置で 100Hz 以下 AP が 97dB あり、12.5Hz 帯で 96dB のピーク値があった。ドアの振動が改善されないため、再度回転数を下げる等検討する。
	6 月 19 日	振動ふるい機の回転数を 780rpm から 740rpm に変更する。振動ふるい機より 5.5m の位置で 100Hz 以下 AP が 96dB、12.5Hz 帯で 95dB のピーク値があった。少しドアのガタツキ頻度が少なくなったが、空気振動レベルの著しい改善が見られないので他の対策を検討する。今まで屋根だけしかなかった振動ふるい機をスレートで囲う工事を行う。
	8 月 11 日	苦情者が来庁する。施設を囲ってから、あまりドア等の振動は改善されないとのこと。
	12 月 11 日	振動ふるい機の回転数を 740rpm から 700rpm に変更する。
	12 月 25 日	空気振動の測定を行う。ドアのガタツキはかなり減少した状態である。振動ふるい機より 5.5m の位置で 100Hz 以下 AP が 96dB あり、12.5Hz 帯で 96dB のピークがあった。苦情者宅内、窓を閉じた状態で 12.5Hz

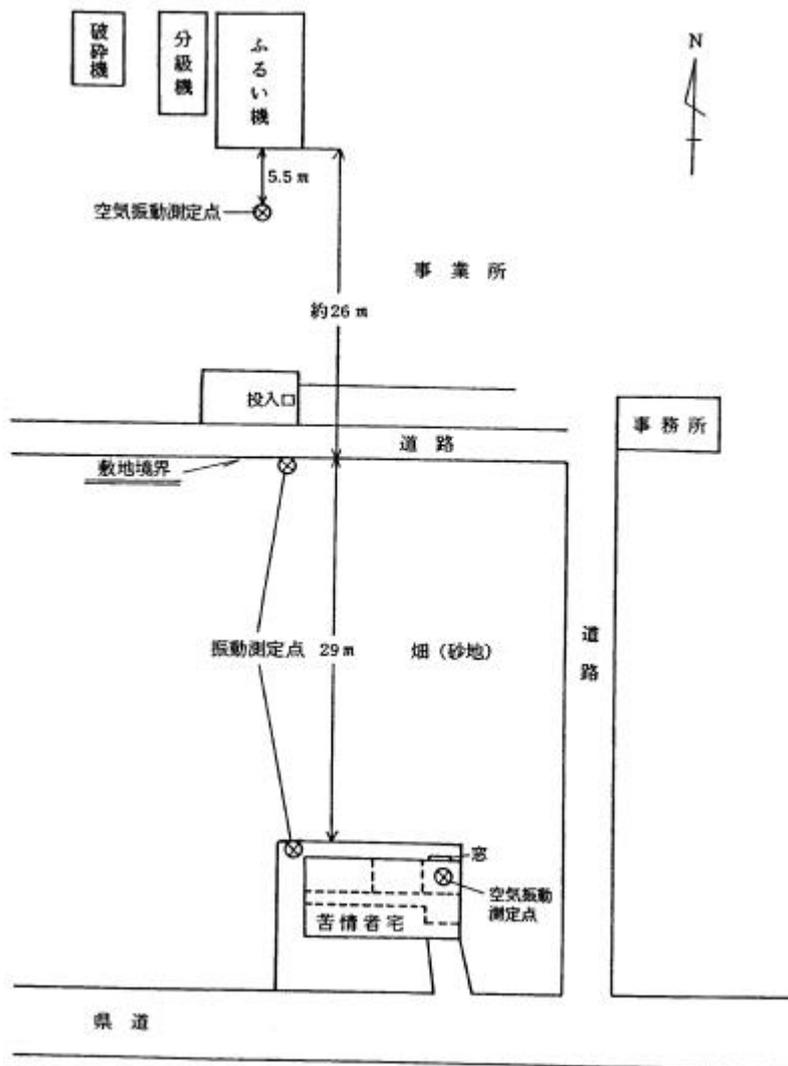
2年 4月27日 帯の空気振動が74dBとなった。
苦情者来庁。ドア等の微振動はあるが、対策前と比較すると改善されたと思う。まだ家屋被害の心配は残るが、ふるい機更新時には対策すると事業者と確約できたので辛抱するとのこと。

(事案としての特色及び処理上の問題点)

- (1) 当事者の主張について.....従来より、家の付近で操業しているが、昭和57年に振動ふるい機を更新してから振動が増加したように思われる。振動レベルとしては低いが、いつもガラス戸等のガタツキがあり、長年にわたり影響を受けていると家屋に被害が生じると思われる。また、事実、壁のひび割れ、柱の傾き等が目だっており、被害補償をしてほしい。
- (2) 現地調査について.....事業所付近には民家は少なく、被害は苦情者宅だけで、発生源より畑をはさみ約60mあり、家屋の老朽化により空気振動の影響を受けやすくなっていると考えられる。
- (3) 法令の適用について.....振動規制法の規制地域外であり、振動について何の法令も適用できない。また低周波空気振動につきそも基準等がないため規制できるものではない。
- (4) 公害防止技術について.....空気振動の発生源対策として施設をスレートの建屋で囲ったがベルトコンベアーの入口等密閉できない所がある。騒音に比べ周波数が低いため遮閉するのが困難であり十分な効果が得られなかった。また、ふるい機の回転数を落とすことにより周波数帯を下げたが機械の能力にも限度があり、大幅な変更はできなかった。機械更新時でなければ抜本的な対策は困難であり、機械メーカーも空気振動についての知識がなく、技術対応が充分できないようである。
- (5) 内・外部機関との連絡、協力について.....当初は、振動苦情ということで測定等は市で対応していたが、低周波空気振動の影響ということがわかり、規制基準等ガイドラインがないため県の指導を受けた。また、空気振動の測定及び周波数分析については不慣れであるため県の分析機関の協力を受け対応した。
- (6) その他.....低周波空気振動による家屋被害は、ほとんど考えられないが、苦情者の認識として屋内のガラス戸等が頻繁に振動するため、家屋の被害を心配しており、低周波空気振動のレベル及び周波数を変えることにより、屋内の共鳴振動の防止対策を試みた。また、事業所の振動も少なからず伝わっているのも事実であるが、家の老朽化及びダンパーの通行等による道路交通振動の影響も考えられるので、家屋の被害についての因果関係を究明するのは困難である。

(備考)

- ・振動ふるい機の回転数の変更
- ・協力機関...県公害対策課、県保健環境センター



調査測定の見取図

【事例4】 料亭の高圧トランスから発生する騒音による感覚的・心理的被害

(苦情要旨)

平成4年4月頃に隣の料亭の地上2mの高さに設置された高圧トランスがうるさい(特にPM6:00~PM9:00)。ラジオにも騒音が入る。度々、社長には話をしているが聞き入れてくれない。

(発生源の状況等)

料亭は、住居地域に立地しており従来より当地において営業していた。平成4年4月に冷暖房装置交換工事の実施に伴い電気容量不足のため自家用トランスを設置したことにより、騒音に係る苦情が発生した。

苦情者宅と料亭とは隣接しており、約4m離れ、トランスはキュービクルの中に格納され苦情者宅に面し地上約2mの高さに設置され、トランスのベースには防振ゴムが設置されている。敷地境界には高さ1.8mのブロック塀がある。

(経過概要等)

- 5年 6月10日 申立人より苦情の申立てがあり、隣人同士で話し合いをすることをアドバイスする。
- 7月6日 再三経営者に話をしたが反応がないのでどうかしてほしい旨、再度申立てあり、料亭へ苦情内容を伝達。
- 7月8日 料亭より、防音工事するとの連絡があった。
- 7月11日 工事業者による第一段階の対策工事(架台とキュービクルとの間に防振ゴム設置)を実施した。
- 7月12日 「防音工事が施工されたが、工事業者作業員の話によると効果に疑問があることを聞いた。不安だ。騒音計を借用したい。」
- 7月13日 申立人 市民法律相談に本件について相談。県環境公害課にも相談。県環境公害課より連絡あり。騒音測定実施。
電力会社、電気保安協会にトランスの設置及びトランスの性能等について、事情聴取。
電気保安協会にて測定した対策以前の騒音は、日中が49dB(A)、夜間が47dB(A)とのことであった。
- 7月19日 料亭及び申立人宅の現場確認と測定実施。測定結果申立人宅の敷地境界線上で46.5~47dB(A)、トランスキュービクルの真下で47dB(A)であった。
夜間の環境基準(40dB(A)以下)を超えていることにより至急対策について検討し、検討結果及び経過を報告するよう指導。
- 8月27日 料亭社長より電話。「現在、トランスを囲う方法で準備中であるが、更に他の効果的な方法がないかについても検討を行っている。
(1) 現在のものを撤去して地下部分に移設する。
(2) 地上に移設。
(3) 今のまま防音材でボックスを作りキュービクルを囲う。
(4) トランス容量増量とし本体自体の交換について
2~3日中には方法について検討結果を出してほしいと工事業者に連絡している。」
- 9月21日 工事業者より電話報告。
「音響メーカーに相談した結果、遮音パネル 12mm、断熱材 50mm

大平板の三重構造のボックスでキュービクルを囲う方法とする。現在材料を発注中であり、一週間後には工事が開始できる。」
工事の完了報告について、工事業者より報告する旨指導。

10月15日 工事業者より工事完了報告あり。

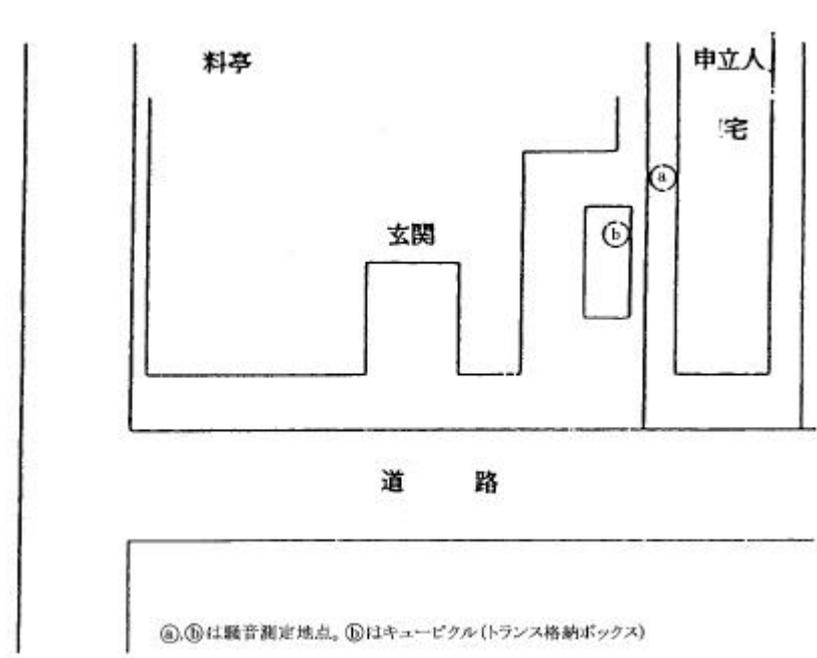
10月20日 申立人よりお礼の電話があり、工事後騒音は軽減した旨報告があった。騒音レベルとしては、約 38dB(A)以下であったことにより、これをもって本件は解決とみなす。

(事案としての特色及び処理上の問題点)

- (1) 当事者の主張について.....申立人は、音の出るトランスを自分の近くに設置されたことに反感を抱いている。また、申立人は神経質な面もあるようだ。料亭は、深夜におけるトランス音量について理解していなかったことにより、苦情に至る騒音と考えていなかった。
- (2) 現地調査について.....申立人宅とトランスまでの距離は約 4m あったが、設置場所は地上 2m の位置にあり、敷地境界線のブロック塀 (高さ 1.8m) より上部にあった。
- (3) 法令の運用について.....公害対策基本法第 9 条騒音環境基準と比較。
- (4) 公害防止技術について.....吸音材質で囲う方法。
- (5) 内・外部機関との連絡、協力について.....県環境公害課にも苦情申立てがあり市へ移送されたが、問題解決に向け協力の上処理に当たった。

(備考)

- ・高圧トランスの周囲にしゃへいボックスを設置
- ・協力機関...県環境公害課



現場付近図

現場状況 キュービクルは地上約 2m の高さに設置されている。
トランスのベースに防振ゴムが設置されている。

測定結果 a : 46.5 ~ 47dB(A)、 b : 47dB(A)

(住居地域での夜間の環境基準は 40dB(A) である (当時))

【事例5】 ある老人が感じる原因不明の騒音について

（苦情要旨）

団地の11階に住む一人暮らしの老人より、ボーン、ボーンという低周波音及び振動が1日中聞こえるため、ストレスが生じている。発生源を調べて指導してほしい。

（発生源の状況等）

苦情者の言う低周波騒音等は、計測や聴覚でも確認することができなかった。

（経過概要等）

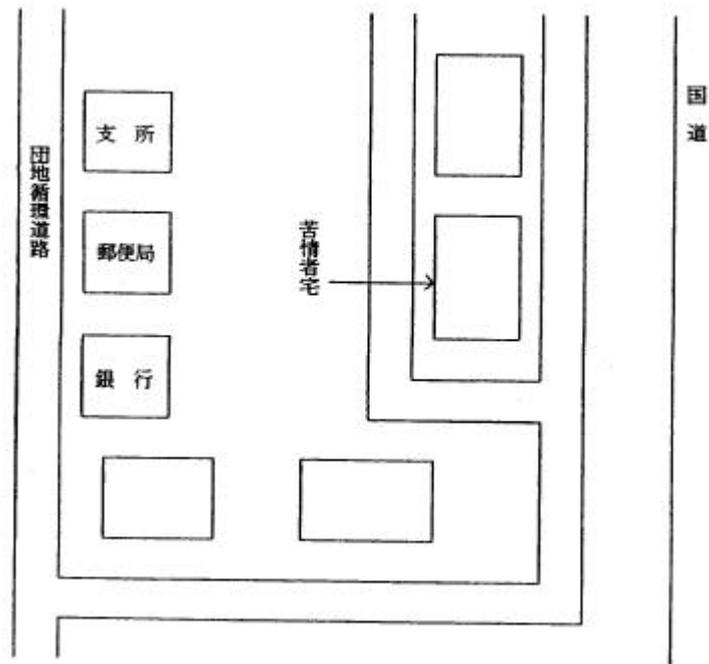
- 5年 6月16日 発電機がうなっているような音が2~3日前から24時間連続して聞こえるので発生源を調べて指導してほしい。
現地調査するが、苦情者の言う低周波音は把握することができなかった。
- 6月17日~29日 日毎、A市、B市、C市、D市方向からそれらしい音がすると市に苦情を寄せるとともに該当する市にも苦情を申し入れていた。その都度苦情を受けた市より、問い合わせがあり、状況を確認するが、把握はできなかった。
- 7月8日 苦情者が最も強く聞こえる時間帯に騒音測定を実施する。しかし、対象とする音は把握できなかった。また、苦情者より、新たに隣接県の工業団地内にある電力会社の煙突からも音が発生していると言いつけてきた。それと市へこの音が解明できなかったら音の専門家に話をしてほしいと申入れがあった。
- 7月14日~23日 その都度方向を定め、音がする苦情を寄せてきた。対応するがメドがつかなかった。
また、A市にある電力会社の煙突からも音が発生しているということで、電力会社の担当者に対策を求めたようである。
一方で、同じ音が聞こえるような人を求めていた。
- 8月10日 市議会議員より電話があり、いままでの経過を求められた。
- 8月31日 保健所保健指導課に行き、これから苦情者に対して、精神的、健康的な診断を受けるようにするにはどのようにしたらよいかアドバイスを受けた。
- 9月1日 県環境研究所の室長と市職員で苦情者宅に行き精密騒音計で測定するも計測ができなかった。そこで室長が他市へ行っても同様な音がしているかどうかを調べてみるようにと提案をした。
- 9月14日 苦情者から室長に息子がいるB市に行っても同様な音がずっとしているとの電話があったので室長は健康チェックをしたほうがよいのではないかと進言したところ、それ以後苦情者から騒音の苦情は寄せられなかった。
- 9月15日~ 保健所で、耳等の健康をチェックするように指導している。

（事案としての特色及び処理上の問題点）

この苦情処理が長引いた要因として、苦情者が感じている騒音が市職員側が把握できなかったため、苦情者の言うがままに振り回されてしまった。また、苦情者の性格が頑固一徹のため、市側が再三に渡って健康をチェックするよう進言したが、聞き入れて貰えなかったことが挙げられる。一方で、年配者と言う立場から市だけの測定や健康チェックのアドバイスを素直に聞いてくれず、県の地位のある者が話をしないと納得してくれないという点もみられた。

(備考)

- ・ 苦情者に対する健康チェックの指導
- ・ 協力機関... 県環境研究所、保健所



配置図

【事例6】 ヘリコプターの騒音・振動について

（苦情要旨）

航行中のヘリコプターが低空操縦をしているようで騒音、（窓硝子振動）があり、生活していてもいつ墜落してくるのかと不安である。

（発生源の状況等）

発生源が上空のため、個々の感覚があり調査結果は見いだせなかった。

（経過概要等）

- 4年 1月8日 苦情者より、去年春頃より住居上空をヘリコプターがよく飛ぶようになり、その際の騒音と窓ガラスがガタガタと響いている。窓から見上げてみてもすぐ低空を飛んでいるように感じられる。個人で、空港事務所と話をしたが理解が得られなかった。市の方でも対応をお願いしたいとの内容。市より、県庁担当者との打合わせを行う。内容は、ヘリコプターに関しては、ヘリポート付近で騒音規制値が設定されているが巡行中（飛行）に関しての規制値は無い。また、飛行中なので騒音源を特定するのもできずと考えられるので対応が難しい。苦情者が連絡された所へ市の方も連絡し対応をお願いするのが今一番の方法だと考えられる。市の方で連絡し効果が無い場合県の方からも連絡するとのことでした。その後、市より空港事務所へ連絡。苦情者の居住する地区を飛行する場合の飛行規制について確認する。「巡行飛行中の最低安全高度は建物の一番高い所より 300m でありその際のスピードについては制限はない。」次に、苦情者の内容を伝える。空港管制管の話では、当方では 300m 以上飛行していると確認している。ただし、目で見ていないわけでもないので、直接苦情者と連絡をとり対応したいとの回答があり苦情者に伝え連絡する。苦情者より TEL あり。内容は、民間のヘリコプターについては、空港事務所に対応できるが自衛隊については、自衛隊の管轄なのでそちらの方へ連絡してほしいと言われたので、市の方で連絡してもらえないか。
- 1月9日 自衛隊へ連絡する。苦情内容は理解できた。満足いくかどうか分からないが対応策を考えてみたいとの回答あり、また、1月8日に19機の編隊飛行訓練を実施した。A地区一帯は住居密集地でもあるので、一帯を外して飛行していた。高度は2000フィート（約600m）であり、このような編隊飛行は度々あるものではない。また、苦情者の住所、TEL等を教えてほしいとの依頼があり回答する。
- 1月10日 市より苦情者に自衛隊との話の内容を伝える。苦情者より、市の広報紙等に自衛隊が市内の神社の上空を飛ぶ（お参り）月日を広報できないか？苦情者が私だけなら個人的に市より連絡してくれてもいい？市としては広報紙の紙面の関係から掲載できるか分からないがTELにて連絡はしたいと思う。

- 4月22日 苦情者より TEL あり。
最近、高圧線の点検をヘリコプタ運行会社を実施した。その際、低空で飛行し危険を感じた、点検する高圧線以外の部分では高度を上げて飛行できないものだろうか？市の方からヘリコプタ運行会社、空港事務所へ連絡してもらいたい。市より、ヘリコプタ運行会社へ確認する。今回の点検は通常のもので、特に低空を飛行しているわけではない。点検する高圧線以外の部分だけ高度を下げ、それ以外は上げると言うことは飛行技術では危険を伴うので、一定の高度で飛行しているとの回答であった。
また、空港事務所へ上記の内容を連絡する。
- 4月28日 苦情者より TEL あり。
電力会社電力所より TEL があり、調査対応してみると連絡あり。
結果については後日、市の方へ連絡するとのことであった。
- 5月13日 苦情者より TEL あり。
- 5月12日 PM4:10~7:40 電力会社より TEL があった。内容は、苦情者居住地区にある団地には高圧線が2基ある、それについては車で点検するとの申し入れがあった。
苦情者は、その内容について文書で回答してほしいと要望。
電力会社は、協議の上18日PM3:00に連絡するとのことであった。
また、5月13日ヘリコプタ運行会社らしいヘリコプターが2回飛行したので、その際電力会社へ申入れを行った。その結果同日ヘリコプタ運行会社より TEL があった。内容は、当社は飛行していないとのことであった。
- 10月2日 苦情者より TEL あり。
9月6日自衛隊のヘリコプターが参考のため600m飛行してきた。
そんなこともあって、自衛隊とは、300m以上で飛行することで話合いができた。ただし、年初の神社（お参り）については双方の言い分があり話合いはできなかった。また、人事異動等により担当が変わる時は引き継ぎすることも確認できたとの内容であった。
- 10月14日 苦情者より TEL あり。「ヘリコプタ運行会社のヘリコプターが、また、低空を飛んでいたので電力会社へ連絡したらヘリコプタ運行会社のパイロットより連絡があった。」
また、航空局から調査のため11月に自宅へ何うとの連絡があった。
- 10月21日 苦情者より TEL あり。
「10月20日に自衛隊より連絡があり10月25日AM10:00~11:00の間に神社へ向けて、22機が飛行する。高度は600mで神社上空を15分位旋回するとのことであり、「できれば市の方でも状況を見てもらいたい。」とのことであり、「可能であれば調査をしてみる。」との返答をする。
- 12月25日 苦情者より TEL あり。自衛隊が1月に神社（お参り）に飛行する日時を教えてほしいとのことであり、自衛隊と連絡をとり日時を伝える。
- 5年 10月4日 苦情者より TEL あり。
用件としては、自衛隊の神社（お参り）に飛行する日時を教えてほしい。また、空港事務所へ苦情者の居住する地区一帯を飛行する時は高度を守るように、市の方からも要請してほしい。

(事案としての特色及び処理上の問題点)

- (1) 当事者の主張について.....危険を感じる様な飛行は避けてほしい。住居密集地区を飛行しなくても住居地区を外した河川・山側を飛行してほしい。
- (2) 現地調査について.....発生源が特定できないので調査できない。
- (3) 内・外部機関との連絡、協力について.....各機関とも積極的な対応であった。
- (4) その他.....苦情者としては心理的なものが、強く働いているように感じられる。当市の公害苦情では、あまり例のないケースだが各機関との連絡調整をできる限り行っていきたい。

(備考)

- ・各協力機関と連絡調整
- ・協力機関...県環境対策室、空港事務所、自衛隊

【事例7】 染色工場からの低周波音による感覚的・心理的被害

（苦情要旨）

隣の工場からの低周波音等で昼間でも非常に迷惑をしている。夜は家の近くの機械を止めてもらうので問題はないが、昼間の音を何とか対策願いたいという申立てである。

（発生源の状況等）

発生源の工場は、工業地域に立地し、綿、麻、絹などの合繊維物等の捺染を行っている。

低周波音発生源と考えられるスクリーン捺染機を使用する作業は、8時～18時30分の10時間30分を行っている。なお、同施設は、県公害防止条例（騒音）の特定施設に該当する。

（経過概要等）

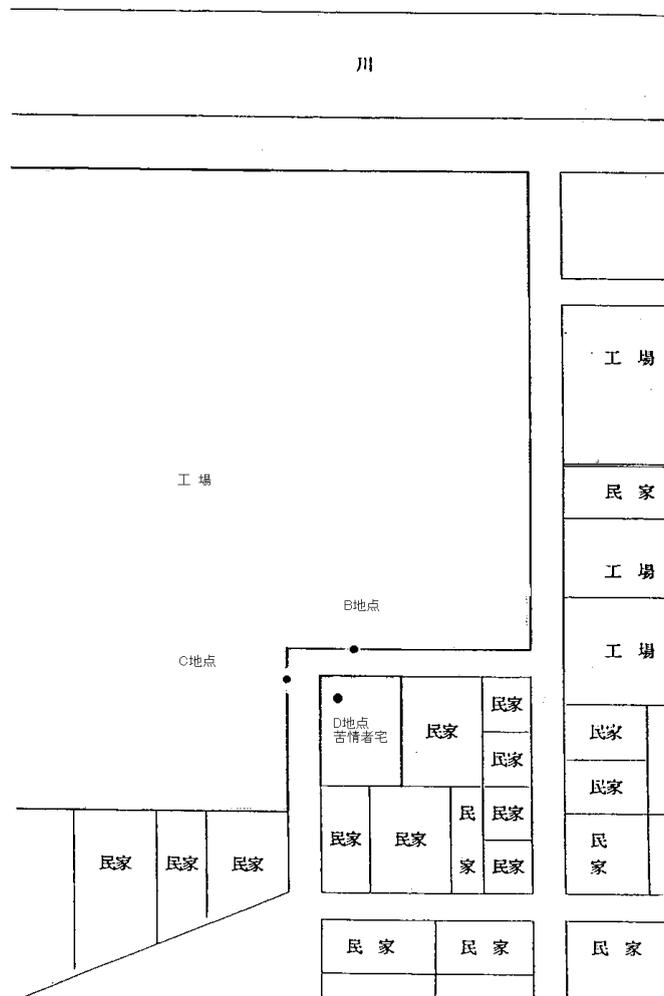
- 6年 10月13日 苦情者から当室に苦情の申立てあり、一度現地へ調査することを伝える。
- 10月21日 現地調査を行う。苦情者宅の網戸が微妙に揺れており、また、部屋の中にいると圧迫感が感じられ、低周波音が出ているように感じられた。
工場の敷地境界線上2地点（配置図参照）において、騒音測定を行ったところ、B地点で54dB(A)、C地点で59dB(A)であった。いずれも特定工場の規制基準である昼間70dB(A)を下回っていた。
さらに、低周波音が一番強く感じられた苦情者宅の洗面所において、周波数分析を行った。現在のところ低周波音については、基準がないが、苦情者宅の1階洗面所において、31.5Hzで72.8dB、63Hzで67.8dBであり、参考文献によると、低周波音が発生していることが判明した。
- 11月18日 超低周波音と低周波音、山田伸志他著、環境技術研究協会 P89、90
工場の総務部長、生産部長、苦情者が来室し、10月21日の測定結果を報告する。工場には、低周波音が出ていることを説明し、対策を講じるように依頼した。しかし、対策が非常に困難であることを付け加えたが、誠意をもって対処することを約束してくれた。
- 11月18日 工場の総務部長より電話有り。
苦情者と再度話をし、発生源の換気扇を取り除き、その部分に蓋をし、またモーター等を新品に取り替えるとのこと。それでも、音が出る場合は再度対策を講じると連絡があった。
- 11月18日 苦情者より電話有り。
工場の総務部長の連絡内容と同じであったが、工場が防音対策後、どの程度騒音が低くなったか確認のため測定をしてほしいとのことであった。
予定としては、来年の1月の中頃になるので再度連絡をするとのことであった。
- 12月 工場側が、換気扇を取り除き、その部分の蓋をした。また、工場内に防音材を取り付けた。
- 6年 1月15日 工場側が、スクリーン捺染機のモーターを交換する。
- 2月10日 苦情者より電話有り。騒音は無くなったので大変満足しているとのこと。
また、当室に騒音測定を依頼していたが、測定してくれなくてもよいという連絡があった。

(事案としての特色及び処理上の問題点)

- (1) 当事者の主張について.....工場側は、低周波音に関する規制基準がないので、どの程度まで対策すればよいのかわからないということであった。一方、申立人は、迷惑を被っているのだから、低周波音がなくなるまで対策を講じるべきであるとのことであった。
- (2) 現地調査について.....苦情者宅は、工業地域にあり環境が好ましくない。
- (3) 法令の適用について.....現在のところ、低周波音に関する規制基準がない。
- (4) 公害防止技術について.....騒音発生源(モーター)を取り替えたこと。換気扇を取り外し、密閉状態にした。防音材を取り付けること。
- (5) 内・外部機関との連絡、協力について.....特になし。
- (6) その他.....工場側が、誠意をもって対処してくれたので、スムーズに指導できた。

(備考)

- ・発生源の撤去及び取り替え 防音材の取り付け
- ・協力機関...特になし



配置図

【事例8】 空調機用送風機からの感覚的・心理的騒音被害

（苦情要旨）

発生源者の事業場より、送風機から発生する音が低周波音となり、苦情の原因になっているとの相談が寄せられた。

（発生源の状況等）

送風機は、通信機器の冷房用で夏期は24時間運転になる。また、定格出力が1.8kWで特定施設には該当しない。

苦情者は、テレビ番組を見て送風機からの音が低周波を発生し、身体に影響を与えていると苦情を事業場に申し立てた。周波数分析測定を行い、送風機に吸音マットを張り付けたダクトを設置し、解決となる。

（経過概要等）

5年 5月 発生源者の事業場より相談がある。
現地調査及び周波数分析測定の実施。送風機は苦情者宅の反対側に2台設置されており、耳障りなハウリング音が感じられたが、送風機側で56dB、苦情者宅側で49dBであった。
対策ができるまで、温度設定を上げることと、タイマーによる運転時間短縮の措置をとった。

10月 発生源者の事業場より防音対策ができたと連絡があり、測定を行った。

単位(dB)

周波数 (Hz)	A 特性	31.5	63	125	250	500	1k	2k
送風機側対策前	56	55	59	60	57	56	50	45
対策後	51	54	55	56	55	49	44	38
苦情者側対策前	49	52	53	47	43	38	38	39
対策後	40	48	48	44	39	36		

吸音マットの性能を500Hz～2kHzとし、約7dBの効果があった。

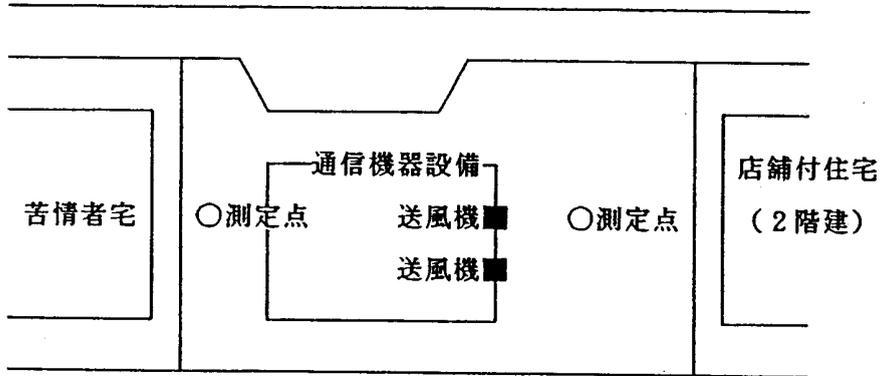
（事案としての特色及び処理上の問題点）

- (1) 法律・条例の特定施設に該当しない送風機であったが、発生源者の事業場の好意的な協力により解決した。防音対策の費用として、約90万を要している。
- (2) 低周波音に関する説明・技術資料等が少なく、説明や具体的な対策案作りを難しくした。
- (3) マスコミの情報が的確に伝わらず、耳に聞こえる低い音が低周波音となってしまった。
- (4) 苦情者の頭痛や不眠症は、送風機からの低周波による影響だと主張しているが、低周波音については、身体に与える影響や因果関係が法的、公式に明確化されていないようである。
- (5) 低周波音の定義付けや身体に与える影響について、規制法令等の確立が望まれる。

（備考）

- ・送風機の防音対策

道 路



空 き 地

配置図

【事例9】 変電所の変圧器からの騒音による感覚的・心理的被害

(苦情要旨)

変電所の変圧器に対する隣地の住民からの騒音苦情である。

(発生源の状況等)

発生源である変電所及び隣地の苦情者宅は、第二種住居専用地域に位置し、騒音の発生源である変電所内には、変圧器が4基設置されている。当施設は、昭和41年に建設され、昭和48年から現況の配置となっている。苦情者宅は、当該変電所より、約5m程高い位置にあった。

(経過概要等)

- 6年 6月29日 苦情申し立てがあった。
同日、変電所の管理を行っている自動制御所に、市担当者が出向き、苦情の内容について説明し、対応策を取るよう依頼した。事業者側は責任者が不在で、即答できないため、7月1日までに対応策を市に連絡するよう伝えた。
- 7月1日 環境管理課で現地調査を行った。敷地境界線上における騒音レベルは51～56dBと当該地域の条例による工場等の規制基準(午前8時から午後6時まで50dB)を超えていた。
同日、当該施設の責任者が来庁し、施設の設置の現状、稼働状況を説明し、さらに、立地条件により、低騒音型変圧器への変更が困難であることを主張した。また、事業者側も6月30日に現地調査を行い、敷地境界線上で騒音レベルが、55dBあり、基準を超過していることを確認し、事業者側としては、苦情者と直接話し合い納得のいく対策をとる用意のあることを苦情者に伝えたとの報告を受けた。
- 7月11日 事業者と苦情者が直接話し合い、防音対策として、遮音塀の設置に向け、準備期間をおくことで両者が了承した。
- 8月21日 事業者側と苦情者間で話し合いがもたれ、事業者側より防音対策として遮音塀等の設置について、二案(案1:高さ=8m 長さ=15～20m、案2:高さ=3m 長さ=15～20m及び植栽)が提示され、風通し、景観に配慮した案2による遮音塀と植栽を設置することで、苦情者、事業者の両者が合意したと事業者から本市へ電話により報告があった。
- 11月22日 事業者が来庁し、植栽と遮音塀の設置に関する構造や工期について説明があった。
- 7年 1月27日 事業者より、電話により、遮音塀等の防音対策工事が完了したと報告があった。市担当者が、苦情者に様子を確認したところ、一応の了解が得られ、以後、本件に関する苦情はない。

(事案としての特色及び処理上の問題点)

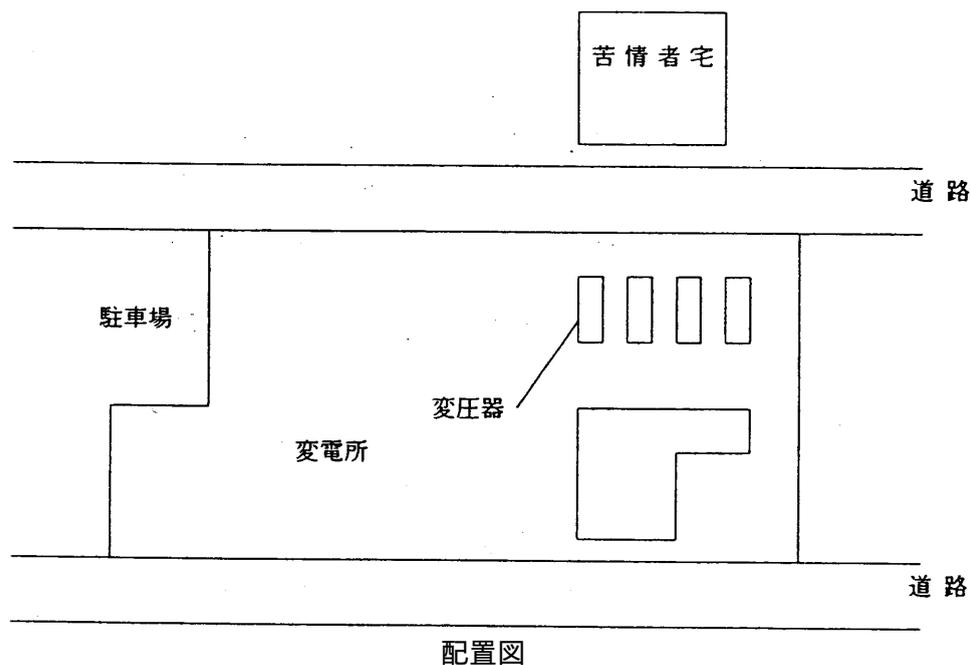
- (1) 当事者の主張について……事業者側は、変電所の立地条件から搬入路が狭く、低騒音型変圧器への変更は困難で、また、苦情者の住宅は、変電所より高い位置にあることから防音壁等を設置するとかかなり高くする必要があり、費用が多くかかると同時に景観や風通しなどの問題も生ずると主張した。
- (2) 現地調査について……変電所は苦情者宅を道路をはさんで真向かいに立地し、苦情者の住宅は、変電所より約5m程高い位置にあった。
- (3) 法令の適用について……県公害防止条例

(4) 公害防止技術について.....騒音対策として遮音塀の設置及び景観に配慮した植栽を整備

(5) 内・外部機関との連絡、協力について.....なし

(備考)

- ・発生源に対する防音対策
- ・協力機関なし



【事例 10】 病院のクーリングタワーからの異常音による感覚的・心理的被害

(苦情要旨)

苦情者の家の中でブーンという音が耳につき、うるさくて困っている。向かいの会社から音が聞こえるので調査してほしい。

(発生源の状況等)

最終的に音を発生していたのは、向かいの会社ではなく苦情者宅から約 150m 離れたところにある病院のクーリングタワーであった。その異常音が、向かいの会社の外壁へ反射し、苦情者宅の家で聞こえたようである。発生源の病院は、近隣商業地域に立地し、騒音発生源となるクーリングタワーを使用する時間は、朝 8 時～夜 8 時頃までの 12 時間程度である。

(経過概要等)

7 年	7 月 11 日	苦情者より苦情の申し立てがあり、一度現地調査することを伝えた。
	7 月 12 日	苦情者宅を訪問する。夫人に事情を聞くと、朝の 8 時～夜 8 時頃までブーンという音が聞こえる。外に出るとそうでもないが、家の中でじっとしていると良く聞こえるそうである。向かいの会社の中で何か作業をしているに違いないので、一度調査してほしいとのことであった。また、実際に苦情者宅でよく耳を澄ますと、ブーンという音が聞こえたので、周辺を調査することにした。 まず、苦情者宅の前にある向かいの会社を調査する。向かいの会社は 3 階建てのビルで、外壁工事のため足場が組まれていた。しかし、調査した時は、誰も作業をしていなかった。問題の音は、向かいの会社の中からというよりも、外壁がうなっているかのように聞こえた。また、向かいの会社の隣にデパートがあり、その屋上にあるクーリングタワーが見えたので調査することにしたが、異常音を聞くことは出来なかった。 再度、向かいの会社を調査する。向かいの会社の担当者に建物の中を案内してもらおうが、音を発生する施設は何もなかった。向かいの会社の屋上で耳を澄ますと、自動車騒音にまぎれて、微かにブーンという音が、病院の方向から聞こえたので調査することにした。 病院の担当者に事情を話し、屋上を調査する。2 台のクーリングタワーの内、1 台から異常音を聞くことが出来たので、担当者に機械を修理・点検してもらおうようお願いした。苦情者には、修理・点検が終了するまでしばらく様子を見てもらうようお願いした。 病院の担当者より電話があり、業者に点検させたところ、部品が故障していたので、交換するとのこと。部品の取り寄せに日がかかるので、交換が終了次第、当室に連絡を入れてもらうようお願いした。
	7 月 18 日	苦情者より電話連絡があり、異常音が無くなったとお礼の電話があった。現地調査をし、異常音が無くなっているのを確認する。また、担当者に電話連絡をするが不在であった。
	7 月 26 日	病院の担当者に電話連絡をする。異常音が無くなったことを伝えたところ、しばらくの間、クーリングタワーを止めているとの返事があった。
	8 月 3 日	病院の担当者から、8 月 1 日に不良部品を交換したとの連絡があった。

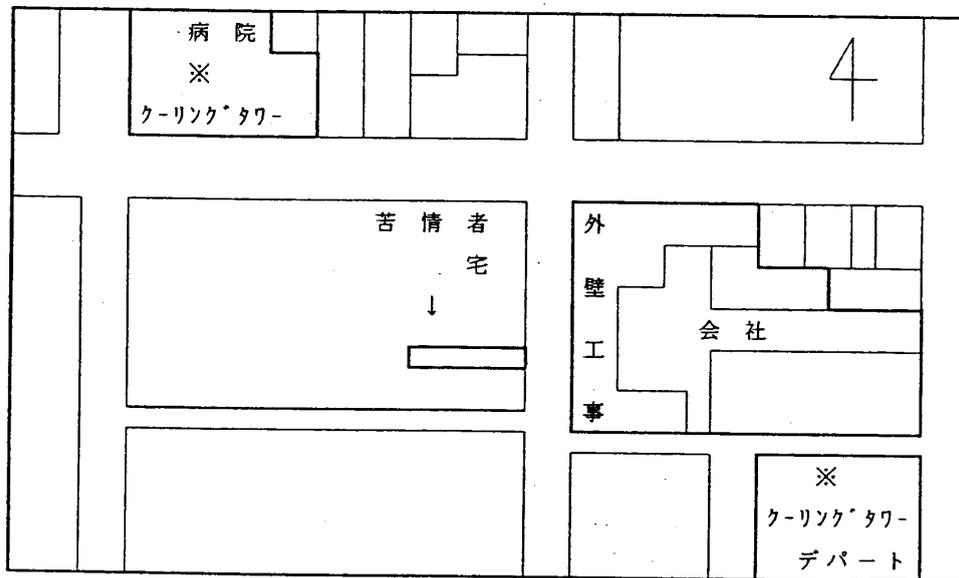
(事案としての特色及び処理上の問題点)

苦情者は自営業を営んでおり、日中は家にいることが多い。外にいとそうでもないが、家の中では音がこもったように聞こえ、落ちついて仕事も出来ないとのこと。

一方、病院では、院内の人の声や付近を通る自動車騒音等により、異常音に気付くことは出来ず、屋上に上がって初めて気付いたようである。病院の担当者が、誠意をもって対処してくれたので、スムーズに解決出来た。

(備考)

- ・発生源の部品交換
- ・協力機関なし



配置図

【事例 11】 木材・木製品製造工場の風力選別機からの低周波空気振動による感覚的・心理的被害

(苦情要旨)

2～3 日前より、家の窓等の建具が一日中揺れ始めたので調査してほしい。

(発生源の状況等)

周辺の状況は、一般道及び高速道路を挟んで工業専用地域（発生源側）と住居地域（被害者側）に分かれており、苦情は高速道路と工業専用地域に面する住居地域側で起こっている。

苦情者側での振動値は 45dB 前後で低周波空気振動は 86～87dB であった。

被害発生場所の近くには高速道路が有るが、住民とのヒアリング等から原因は他にあると考え周辺工場を調査した。

被害発生場所より約 150m 離れた木材・木製品製造会社の工場内で被害発生日と同じ 5 月 11 日から、廃材（チップ）を風力で選別する機械の送風部分の変更の為に、24 時間連続で試運転を開始していることが判明した。

(経過概要等)

5 年	5 月 13 日	2～3 日前より家の建具が一日中揺れ始めたとの苦情が数件寄せられる。 現地にて、住宅の西側（工業専用地域及び高速道路側）の窓が数軒揺れているのを確認する。 被害発生場所の近傍に、24 時間連続測定の騒音・振動自動測定装置を設置するとともに、低周波空気振動を測定する。 その後、周辺工場に立ち入り調査し、木材・木製品製造会社が 11 日から廃材（チップ）を風力で選別する機械の送風部分の変更の為に 24 時間連続で試運転を開始していたとこのことを聴取、低周波空気振動が発生している可能性があることを示唆し、工場での調査及び点検を要請する。
	5 月 14 日	木材・木製品製造会社は、前日の立ち入り調査後から施設点検の為に風力選別機を停止している。また、苦情者側では建具の揺れが止まり、低周波空気振動が低下していることを確認する。
	5 月 18 日	工場側より、風力選別機の左右送風管への送風ダンパーの切り替え速度を下げ、本日より稼働しているとの連絡があり、苦情者に電話にて建具の揺れの有無を確認したところ無いとのことであった。
	5 月 27 日	木材・木製品製造会社にて低周波空気振動の測定を行った結果は次頁のとおりであるが、風力選別機側、被害発生側とも卓越周波数は 16Hz で、それぞれ高い値を示している。
	6 月 2 日	木材・木製品製造会社に対して測定結果を説明する。周波数分析結果から、問題となった低周波空気振動の発生源は同社の風力選別機であると判断されるとし、今後は、稼働状況に十分注意されたいとした。 その後の調査において、建具の揺れを確認出来ず、解決とした。

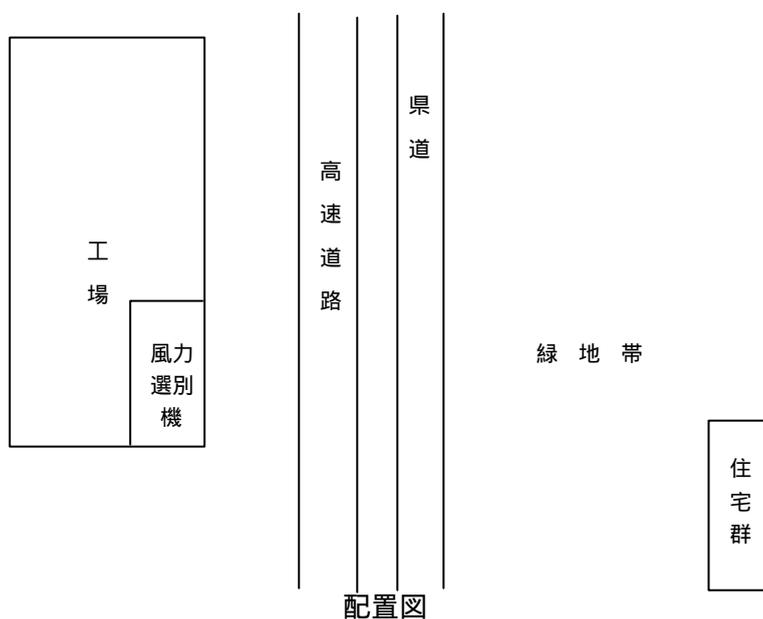
(事案としての特色及び処理上の問題点)

(1) 当事者の主張について 木材・木製品製造会社は、工業専用地域に位置し周囲も他の工場であるので、少々の騒音は問題とならないと考えていた。

- (2) 現地調査について.....苦情発生場所の住居地域から工業専用地域までは 150m の緑地帯をとっているも、遮蔽物がなく工場が見通せる状況である。
- (3) 法令の適用について.....低周波空気振動については、法規制がない。
- (4) 公害防止技術について.....対象施設の左右送風部分の切り替えダンパーの速度を下げた。
- (5) 内・外部機関との連絡、協力について.....特になし。
- (6) その他.....被害発生場所の周辺は工業専用地域の工場群、幹線道路、高速道路などがあり、低周波空気振動の発生源が多く存在することが考えられる。

(備考)

- ・機械施設の改善
- ・協力機関なし



低周波空気振動測定結果

測定年月日 5年5月13日、27日、28日

測定場所 住宅群（住居地域）

木材・木製品製造会社 N 社工場

（工業専用地域）

測定月日	測定時間	測定場所	L_{50}	L_{10}	L_{90}	卓越周波数	L_{50}	L_{10}	L_{90}	備考
5月13日	13:40~	住宅群	89	92	87	16Hz	87	88	86	*1
	14:04~		81	88	78	-	-	-	-	*2
5月27日	13:40~	工場	108	110	105	16Hz	107	109	104	*3
			111	113	108	16Hz	110	112	108	*4
			114							*5
5月28日	10:50~	住宅群	84	89	81	16Hz	78	82	74	*6

*1: 住宅の窓等の揺れ有り

*4: 対象施設の電波周波数 (40Hz)

*2: 住宅の窓等の揺れ無し

*5: 対象施設の電波周波数 (60Hz)、振動レベル計の読取値

*3: 対象施設の電波周波数 (22Hz)

*6: 対象施設の電波周波数 (22Hz)、主宅の窓等の揺れ無し

【事例 12】 工場から発生する低周波のような騒音と振動による感覚的・心理的被害

(苦情の要旨)

平成 7 年の春頃から、工場から発生する低周波のような騒音と振動で困っている。

(発生源の状況等)

発生源と思われる工場は、金属製品の加工業を行っており、騒音及び振動の発生源として機械プレス、せん断機、バレル(研磨機)、クーリングタワーなどがある。

現場での簡易騒音測定の結果は、50dB で騒音規制法に基づく規制基準(65dB)を下回っていた。

当該地域の用途地域は準工業地域であるが、小規模住宅が立ち並び、住工混在地域である。申立人は、すでに工場が操業を行っている場所に隣接して建設された住宅を借りて生活を営んでいる。

(経過概要等)

- 7 年 5 月 19 日 申立人から低いうなり音で困っている旨の相談があった。
- 5 月 22 日 申立人から事情聴取した結果、A 工場に名前が分かると困るので、町内の役員と相談の上、今後の対応を決めたいので今回の申立てを一時保留したい旨の説明があった。
- 6 月 6 日 申立人から市環境保全室に同じ内容の相談があった。
- 6 月 8 日 申立人から、現在騒音と振動が非常にひどいのですぐに測定を行うように依頼があった。
- 6 月 9 日 申立人に事情聴取を行い、自治会の役員、家主、町内会住民を含めて直接話し合いを行うよう助言した。
- 6 月 29 日 申立人来所。工場との話し合いを行った結果、機械の点検を行うとの回答を得た。しかし、機械の点検後、騒音は少し下がったようであるが、低周波の振動がひどくなったとの申立てがあった。
- 7 月 14 日 申立人から、騒音と振動がひどいので測定を行うように依頼があった。
- 申立人宅を訪問するとともに、現場調査を行った。
現場調査の結果、騒音、振動は確認出来なかった。申立人から発生源との話し合いの結果等について報告を受けた。
防止対策を行うが期日については不明である。
話し合いをしたが、その後も騒音と振動がきつい。
クーリングタワーの騒音についても迷惑を受けている。
- 上記の報告を受け、再度、工場と話し合いを行うよう助言し、話し合いがうまくいかない場合は、保健所から指導を行う旨説明を行った。
- 7 月 20 日 申立人からその後の話し合いの結果について報告があった。
クーリングタワーの騒音については、再度工場に申し出を行うよう助言した。
- 7 月 27 日 申立人が話し合いの結果を報告のため来所した。
防止対策は 8 月 16 日頃までに行う。
クーリングタワーは、深夜の使用を停止する。
- 上記の報告を受けたが、期日までに防止対策が実施されない場合は、保健所から指導を行うよう依頼があった。
- 9 月 4 日 申立人から連絡が入り、工場が防止対策を行ったが、騒音が低減さ

- れないので保健所から騒音測定を行うなどA工場に指導を行うよう依頼があった。
- 9月6日 申立人の立会いのもと、工場との敷地境界線上で騒音測定を行った。騒音測定の結果、58dBで規制基準(65dB)以下であるが、工場に対して指導を行う旨説明を行った。
- 9月12日 申立人を訪問し、その後の状況について事情聴取を行った結果、以前よりは少し静かになったとのことである。工場に立入調査を行い、これまでの経過を説明するとともに、低周波空気振動に関しても必要な改善を行うよう指導した。工場からの事情聴取の結果、専門業者に依頼し次の防止対策などを実施した。
- 社員食堂の天井に仕切り板を設けた。
クーリングタワーについては、ボードにより囲いを行った。
研磨機については、毎日の使用を止め、期間を決めて使用を行っている。
- 敷地境界にブロック塀を建てたいが、申立人が日照権の問題で反対している。敷地境界で騒音測定(機械の稼働時 57dB、機械の停止時 46dB)を実施し、後日周波数分析の測定を行うので協力を依頼した。
- 9月25日 申立人来所。保健所、工場及び申立人の三者で話し合いをしたいので、工場に申し入れを行うよう依頼があった。
- 10月6日 工場に立入し、保健所、工場及び申立人の三者で話し合いをしたい旨申し入れを行い、周波数分析の測定について打合せを行った。
- 10月9日 申立人より三者会議の日程について連絡が入り、次に示す要望事項があった。
- 日曜日の作業について
クーリングタワーの防止対策について
低周波空気振動の防止について
- 10月12日 工場に立入し、周波数分析の測定を実施した。

周波数分析の結果 (F特性、単位: dB)

測定場所	AP	31.5	63	125	250	500	1000	2000	4000	8000	備考
機械から 1 m	96	96	96	83	78	79	80	75	75	62	機械の稼働時
機械から 1 m	70	67	60	61	63	59	52	54	50	50	機械の停止時
申立人宅居間	80	80	60	60	60	60	60	60	60	60	機械の稼働時

- 周波数分析の結果、申立人が訴えている低周波の騒音及び振動は、バレル(研磨機)が原因ではないかと推定され、工場に対して防止対策を検討するよう指導した。
- 10月12日 三者会議が開催され、保健所からは周波数分析の結果を説明し、申立人からは要望事項が示され、当事者間で精力的に話し合いが行われた結果、次の事項について合意された。
- 日曜日の作業については、中止することは出来ないが、通常8時からの操業開始時間を午前10時からとする。
クーリングタワーは、平成8年の夏までに改善を行う。
低周波空気振動については、専門業者と相談の上、防止対策を検討する。

(事案としての特色及び処理上の問題点)

(1) 当事者の主張について.....工場は、騒音については騒音規制法に基づく規制基準を遵守している状況であるにもかかわらず、申立人が訴えている低周波の騒音や振動の対策を行わなければならないのかとの疑問を持っている。また、対策を行うにしてもどこまで対策を行う必要があるのか、対策を行っても再度苦情の申立てがあるのではないかと心配をしている。さらに、申立人が後から引っ越してきて苦情を申立てるのは心外である。

申立人は、以前クーリングタワーの騒音の件で、工場に対して直接苦情を申し出たが、十分な改善がなされず、それ以後工場と気まずい関係にある。

(2) 現地調査について.....申立人宅は、工場の北側に位置し、敷地境界線に隣接して建てられている。

(3) 法令の適用について.....騒音規制法、振動規制法、公害防止条例

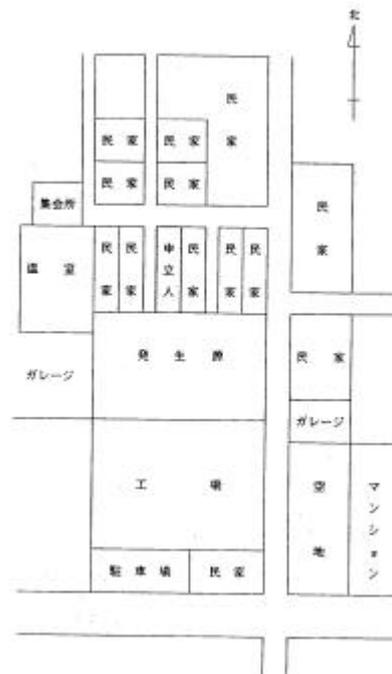
(4) 公害防止技術について.....保健所においても発生原因の推定を行うため周波数分析を行い、この測定結果を参考にして防止対策を検討するように指導した。また、低周波空気振動の防止は、技術的に専門業者と相談して実施するよう助言した。具体的な防止対策は検討中である。

(5) その他.....苦情処理を行うに当たり、当事者が地域に住んでいることを考慮し、申立人と工場との話し合いを中心にして解決を図るような指導方針を取り、感情的なしこりを残さないように配慮した。

また、一方では、周波数分析など現地調査による発生原因の推定などを実施し、工場に対して公害発生の認識をさせ、前向きに公害防止対策を取らせるように指導を行った。この結果、当事者間による話し合いがスムーズに進み、工場から提示された防止対策案に対しても申立人が納得し、当事者間での合意が得られた。

(備考)

- ・周波数分析による発生源の特定を行い、騒音、振動の防止対策を実施
- ・協力機関なし



配置図